

岐阜県北アルプス地区及び活火山地区における山岳遭難の防止に関する条例等の一部を改正する条例（案）の概要

1 改正の趣旨

平成26年に発生した戦後最悪の火山災害となった御嶽山噴火の発生では、活火山に登山する危険性について高い意識を持つこと及び万が一災害に遭遇した場合、迅速な安否確認及び捜索救助活動に対する登山届の重要性が改めて認識されました。

これを受け、平成27年4月、岐阜県北アルプス地区における山岳遭難の防止に関する条例の一部を改正し、従前の対象範囲に加え、県内5つの活火山のうち噴火警戒レベルが運用され火山噴火時の影響範囲が明らかになっている御嶽山及び焼岳も登山の届出を義務付けました。

こうしたなか、平成27年9月、白山においても噴火警戒レベルの運用が開始されたことから、登山の届出を義務付け、事前準備の徹底、山岳遭難の防止並びに安否確認及び捜索救助活動の迅速化を図ります。

2 主な改正内容

（1）登山届の提出が義務付けられる範囲の拡充

登山届の提出が義務付けられる範囲に、気象庁が噴火警戒レベルの運用を開始した「白山」を追加します。残りの「乗鞍岳」及び「アカダナ山」については、今後噴火警戒レベルの運用が開始された段階で、速やかに登山の届出が義務付けられる範囲への追加を検討します。

【登山届の提出が義務付けられる範囲】

- ・白山：想定火口（山頂から北北西～南南東方向へ約2.4km、東北東～西南西方向へ約1.5kmを想定）から4kmの範囲
（気象庁が運用する噴火警戒レベル3（入山規制）の範囲に相当する範囲）

（2）登山届提出先の拡充

登山届の提出先として、石川県若しくは福井県にある行政機関に届け出たときは知事に届け出たものとみなします。

（3）罰則

届出をせず、又は虚偽の届出をして白山に登山した者は、5万円以下の過料に処せられます。

【過料を徴収する範囲】

- ・白山：想定火口（山頂から北北西～南南東方向へ約2.4km、東北東～西南西方向へ約1.5kmを想定）から2kmの範囲
（気象庁が運用する噴火警戒レベル2（火口周辺規制）の範囲に相当する範囲）

3 施行日

平成28年12月1日施行予定

ただし、罰則規定は、条例の施行日の翌日から起算して2年を超えない範囲内において規則で定める日に施行する予定です。